

(2) 【その他】

① 独占禁止法にかかる刑事告発について

当社は、防衛庁への石油製品納入に係る入札に関し、他の石油会社 10 社とともに独占禁止法違反の疑いで東京高等裁判所に起訴され、公正取引委員会から排除勧告を受けました。現在、刑事公判は平成 15 年 10 月 31 日に結審し、公取審判は審理中ではありますが、当社の対応は、裁判・審判等で明らかにしている次第であります。当社では、従前より独占禁止法遵守マニュアル等を整備し、従業員に対する啓蒙活動を行ってきたところであり、今後も遵法精神と高度の倫理観に則った企業活動の確立を継続し推進していく所存であります。

② 平成 15 年 11 月 18 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1) 中間配当による配当金の総額 | 1,894,848,360 円 |
| 2) 1 株当たりの金額 | 3 円 00 銭 |
| 3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成 15 年 12 月 10 日 |

(注) 平成 15 年 9 月 30 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し支払を行います。